

文化審議会に対する文部科学大臣の審議要請
＜概要＞

（これまでの経緯）

- 文化審議会では、平成 29 年の諮問を受け、第一次答申をとりまとめ。その結果、文化財の保存活用のための地域計画などの制度改正がなされ、地域における文化財保存活用の動きが活性化。
本年には、企画調査会の報告を踏まえて、無形の文化財に登録制度が設けられ、文化財の保存活用に係る制度的枠組みが整備された。

（文化財の保存に係る課題）

- 一方、文化財を後世に確実に継承していくには適切な保存を図ることが重要であるが、修理技術者の高齢化や後継者不足により文化財保存技術が断絶の危機にあるほか、天然素材から作られる用具や原材料が入手困難な状況にある。

（審議要請の趣旨）

- こうした状況を踏まえ、文部科学省では、文化財の修理技術者、用具や原材料の確保・支援等のための 5 か年計画として、「文化財の匠プロジェクト」を策定・実施することとし、具体的な検討に着手したところ。
本件は、専門的・技術的な見地からの検討や制度的な措置を含めた対応策の検討が必要であり、平成 29 年の諮問のうち継続審議となっている事項でもあるため、改めて審議を再開すべく、審議要請をするもの。

（主に検討をお願いしたい事項）

- 特に、次の事項について審議いただきたい。
 - ①文化財の保存技術や技能の継承、修理人材の確保及び支援の在り方
 - ②文化財の保存に必要な用具や原材料等の安定的な確保の方策
 - ③その他持続可能な文化財保存の在り方など制度的対応（保存と活用の循環、資金調達の促進、埋蔵文化財の制度の検討）

文化審議会の委員の皆様におかれましては、日頃より文化行政について精力的に審議いただいております。深く感謝申し上げます。

これまで、文化審議会では、平成 29 年の諮問を受け、同年末に第一次答申をまとめていただきました。これに基づき、平成 30 年には、文化財の保存活用のための地域計画を法制化するなどの制度改正がなされ、来年度には地域計画の総策定件数が 100 件を超える見込みであるなど、地域における文化財保存活用の動きが活性化してきています。

また、昨年から本年にかけて開催いただいた企画調査会の報告書を踏まえて、先般、文化財保護法が改正され、無形文化財、無形民俗文化財の登録制度が設けられるとともに、地方登録制度が法制化されるなど、文化財の保存活用に係る制度的枠組みが整備されてきました。

一方で、特に建造物や美術工芸品などの有形文化財は、経年劣化が避けられず、文化財を後世に確実に継承していくためには、定期的に修復工事を行うなど適切に保存を図ることが重要ですが、修理技術者の高齢化や後継者不足により、その要となる文化財保存技術の多くが断絶の危機を迎えています。

加えて、文化財の修理や芸能・工芸技術といった無形文化財の「わざ」の継承のためには、天然素材から作られる原材料や特別な用具が不可欠ですが、修理技術者同様、生産者の減少等により、入手困難な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、文部科学省では、文化財の修理技術者、用具や原材料の確保及び支援、適切な周期での文化財修理のための 5 か年計画（令和 4～8 年度）として、「文化財の匠プロジェクト」を策定・実施することとし、具体的な検討に着手したところです。

この具体化に当たっては、専門的・技術的な見地からの検討や制度的な措置を含めた対応策の検討が必要であり、また、本件については、平成 29 年の諮問のうち継続審議となっている事項でもあることから、改めて審議を再開していただきたく、審議要請をするものです。

今後の審議においては、特に、3つの観点から検討をいただきたいと考えています。

まず、文化財の保存技術や技能の継承、修理人材の確保及び支援の在り方についてです。担い手の確保や後継者の養成の在り方等に関して、大学や地方自治体等との連携を含め、その支援の方策等について、御審議いただきたいと考えています。

第二に、文化財の保存に必要な用具や原材料等の安定的な確保の方策についてです。文化財の保存に必要な用具や原材料等の需給状況や流通状況等を分析するとともに、これらの分析を踏まえた安定確保のための制度的対応など、用具や原材料等の確保の方策について御審議いただきたいと考えています。

第三に、その他持続可能な文化財保存の在り方などの制度的対応についてです。特に有形文化財の適切な保存のためには、適正な周期での修理が欠かせませんが、文化財修理など保存のための取組と活用との好循環を推進する支援の在り方や、寄附を含め多様な資金調達を促進する仕組みの検討について御審議いただきたいと考えています。また、埋蔵文化財制度に関しても、検討をお願いします。埋蔵文化財の制度は、昭和50年に現在の制度が整えられ、その後、平成12年に地方分権の観点から国の権限を都道府県等へ移譲する対応を行ったところです。その後の埋蔵文化財をめぐる様々な課題を踏まえた対応の必要性について、検討をお願いしたいと思います。

以上が、今回の審議要請の趣旨・内容となります。

積極的な御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

令和3年8月23日

文部科学大臣 萩生田 光一

審議要請に関する参考資料

○文化財を守り継承していくために、文化財の修理等に当たる人材（修理技術者等）、用具・原材料の確保・支援や適切な周期での文化財修理のための5か年計画（令和4～8年度）を策定・実施する。

1. 文化財の修理等に当たる人材の養成と修理施設の確保

【現状・目指す方向性】

- 修理技術者等の職務環境、後継者確保に課題
- 修理技術者等がその職に専念できるような環境の整備、人材育成が必要

【改善方策】

- 「選定保存技術」支援(54人39団体)の拡大
- 休業期間中の後継者に対する研修経費の措置
- 修理技術や用具・原材料の確保に関する調査研究や後継者養成支援等を行う「修理調査員(仮称)」の配置による体制強化
- 国立の文化財修理センター(仮称)を京都に設置

2. 文化財修理のための用具・原材料の確保

【現状・目指す方向性】

- 重労働であり、担い手の確保に課題
- 将来の安定供給に向けた方策や需要拡大策が必要

【改善方策】

- 支援分野(5分野)の拡大
- 担い手の社会的認知向上、確保のため広報キャンペーンの実施
- 安定した生産に資するよう、流通状況等の分析・新しい仕組みの検討

3. 適正な修理周期に沿った修理ができる事業規模を確保

【現状・目指す方向性】

- 本来あるべき適正な修理周期より遅れ、文化財の劣化が進行
- 文化財の防火・耐震対策が急務



【改善方策】

- 適正な修理周期に沿った修理ができる事業規模を確保。文化財の状態に応じた緊急性や文化観光資源としての重要性に鑑み、必要な予算を計画的に確保していく。
- 「国土強靱化計画」「文化財防火対策5か年計画」に沿って文化財の防火・耐震対策を着実に実施。

文化財を適切な周期で修理、整備するには、そのための保存技術の継承が必要。
しかしながら、近年、これらの保存技術の後継者が不足。**技術の断絶の危機を迎えている。**

継承が危ぶまれる文化財保存技術



表具用手漉和紙(美栖紙)製作技術
(平成21年認定／保持者:上窪良二)



美術工芸品鋳金具製作
(令和元年認定／保持者:松田聖)

主な選定保存技術と後継者の有無

選定保存技術名称	認定年	年齢	後継者の有無
漆工品修理	平成6年	82	○
甲冑修理	平成10年	67	×(○)
木工品修理	平成9年	70	×(○)
刀装(鞘)製作修理	平成30年	80	○
表具用手漉和紙(宇陀紙)製作	平成27年	59	△
表具用手漉和紙(美栖紙)製作	平成21年	77	△
表具用手漉和紙(補修紙)製作	平成19年	72	△
唐紙製作	平成29年	73	△
本藍染	平成8年	79	○
金銀糸・平箔製作	平成29年	70	△
時代裂用綜紬製作	平成30年	74	△
美術工芸品鋳金具製作	令和元年	59	△
表装建具製作	平成29年	76	○
表具用刷毛製作	平成22年	79	○
美術工芸品保存桐箱製作	平成26年	72	×(○)

平均73歳

○後継者あり、△修行中の後継者あり、×後継者なし、
×(○)保持者に後継者はいないが、別に後継となりうる技術者がいる

(参考資料) 美術工芸品の修理施設の老朽化・狭隘化

文化財(美術工芸品)の修理人材、用具・原材料の確保に関する課題、及び、美術工芸品の修理拠点として整備された京都国立博物館文化財修理所の老朽化とともに、十分な修理スペースがない等の課題がある。

増大する修理案件を実施するために必要な作業空間・管理空間が不足している。



京都国立博物館修理所
昭和54年竣工、築41年

修理技術や原材料の研究が十分に行われていない。



和紙の原料・コウゾ

修理技術者の養成が十分に行われていない。10年近登録修理技術者数は横ばい(若年層の減少)



(一社)国宝修理装潢師連盟加盟工房修理技術者(装潢分野)数の推移 (同連盟提供)

国立の文化財修理センター(仮称)の設置

国指定文化財を中心とする美術工芸品の保存修理とともに、修理技術や用具・原材料確保の課題解決のための拠点が必要。



修理工房



新たな技術の開発と導入
(絹本絵画の肌裏紙除去)



原料に係る調査研究の実施
(安定的供給など)



文化財修理に関する研修
(イメージ)

(参考資料) 修理に必要な用具・原材料の不足

文化財を適切な周期で修理、整備するには、使用する用具・原材料の確保が必要。しかし近年、**必要な用具・原材料について、入手困難な状況などが深刻。**

入手困難な原材料・用具

装演修理に使用する紙を一例に



楮(こうぞ)
生産には手間暇がかかる

絵画、書跡の装丁に使用する紙

道具の確保も課題



原材料の生産は重労働



トロロアオイ
楮同様、手間がかかるため、一昨年には生産の危機に瀕した。



簀・桁
その材料となる萱(かや)・竹ひご・編糸・桁の取手の金具なども生産量の減少に陥っている。

主な入手困難な用具・原材料

分野	用途など	区分	名称
装演修理	紙	原料	楮
装演修理	紙	材料	雁皮紙
装演修理	紙(ネリ)	原料	トロロアオイ
装演修理	紙(ネリ)	原料	ノリウツギ
装演修理	紙(簀桁)	材料	簀・桁
装演修理	紙(簀桁)	材料	竹ひご(簀用)
彫刻修理		原料	檜(特に大径木)
彫刻修理		材料	砥の粉
彫刻修理		材料	和釘
彫刻修理	接着	材料	アキニレ
甲冑修理		原料	白なめし革
甲冑修理		材料	ふすべ革
刀剣修理		材料	ホオノキ
刀剣修理		材料	研炭
漆工修理		材料	夜光貝
染織修理		原料	生糸/補修絹
染織修理		原料	桑苗
修理全般	桐箱	原料	桐
修理全般		原料	麻糸
修理全般		原料	真綿
修理全般		材料	膠
修理全般		材料	天然砥石・青砥
修理全般		材料	藍(染料)
修理全般		材料	紫根(染料)
修理全般		用具	刃物類(鉋、鑿、鋸等)

文化財の保存には適正な周期による修理が欠かせないが、要望額に对应されていない状況。事業期間の見通しが立たないことにより、事業者が着工に踏み切れなかったり、事業期間の延長により次の修理事業に着工できないため、適切な周期期間に修理を実施できない等の影響が出ている。

修理周期が遅れた美術工芸品



重要文化財 高麗版一切経

3巻、2帖、1016冊。全24年計画のうち、第1期3年が終わったところ。

(事業期間: H30.4月~R24.3月)



重要文化財 白地若松模様辻が花染胴服

肩から衿、胴の部分などが裂けている。

(事業予定: R5.4月~R7.3月)



重要文化財 歓喜天靈験記

折れや絵具の剥離が進んでおり、取り扱いも困難となっている。

(事業予定: R4.4月~R7.3月)



重要文化財 阿波国戸籍残巻

虫損や折れが著しく、特に巻末部分は細軸のため折れが亀裂に発展している。

(事業期間: R2.4月~R4.3月)

重要文化財(美術工芸品): 10,808件

・令和2年度要望件数: 207件

・令和2年度採択件数: 190件(91.8%)

適正修理周期:

50-100年(本格修理)

10年(応急修理)

適正な修理周期による修理を施すことができないことから、文化財の損傷が進む事例も多い。

また、美術工芸品の中には、1件につき、数万点もの膨大にわたるものがある。

修理案件を選択して修理事業を継続しているが、完了する目処は立っていない。

文化財建造物は、経年による劣化・破損が進行していくため、短期的には屋根の葺替え等の維持的な修理、長期的には根本的な修理を行わなければ、文化財的な価値を維持していくことはできない。一方、近年の事業量の増加により、修理の要望に応えられず、修理が遅れている状況。

修理周期が遅れた建造物



重要文化財 清水寺観音堂(青森県)
茅の腐食が進行し、雨漏れが生じている
状態 (事業期間: R2.4月～R3.10月)



重要文化財 泉井上神社(大阪府)
経年劣化が進行し、退色・剥落が
進行している状態
(事業期間: R2.9月～R4.8月)



重要文化財 石城神社本殿(山口県)
屋根が腐食し、穴があいた状態
(事業期間: R3.11月～R4.11月)



重要文化財 旧西尾家住宅(大阪府)
壁の剥落が進行し、著しく傷んでいる
状態 (事業期間: R2.6月～R12.3月)

木造の重要文化財(建造物): 2,155件(R3,2,1現在)
・令和2年度修理要望件数: 153件
・令和2年度事業採択件数: 132件(86.3%)

現状では、文化庁に寄せられる修理の要望のすべてには応えられておらず、修理に遅れを来していることから、文化財的な価値を維持するための適正な修理周期を維持できていない。

- ・適正な修理周期 : 30年(維持修理)
150年(根本修理)
- ・現状の修理周期 : 41年(維持修理)
200年(根本修理)

貴重な国民的財産である文化財建造物を次世代へ継承することは国の責務であるため、適切な周期による保存修理が実施可能となるよう、適切かつ安定的な事業量を確保することが必要である。

(参考資料) 文化財の劣化の進行 (記念物)

近年の事業量の増加により、要望額に对应されていない状況。
事業期間の見通しが立たないことにより、事業者が着工に踏み切れなかったり、事業期間の延長により次の修理事業に着工できない等、修理の適切な周期期間に影響が出ている。

整備周期が遅れた記念物

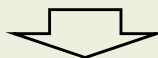
特別史跡五稜郭跡整備工事(石垣復旧整備)



史跡 洲本城跡(兵庫県)
孕み出しが進み崩落の危険がある
石垣 (事業期間:H16~R33)



修理が必要な状況まで孕んだ状態
(計画)
事業期間:平成26年度
事業経費:4,080万円



史跡 富田城跡(島根県)
孕み出しが進み落石防止ネットで
応急措置された石垣
(事業期間:H26~R3)



石垣が崩落した状態
(実績)
事業期間:平成28年度
事業経費:5,098万円

史跡名勝:2,269件

現状では、全ての事業要望に对应されず、
整備に遅れを来している。
(要望額に対する措置割合:57%)

文化財的な価値を維持するための適正
な整備周期を維持できていない。

- ・適正な周期整備:30年
- ・現状の整備周期:45年

事業期間の見通しが立たないことから、
事業者が着工に踏み切れなかったり、
事業期間の延長により整備事業が遅れる
ことにより毀損が拡大し、結果的に事業費
の増加を招いている。

早急に修理が必要な石垣が60ヶ所確認。
1か所あたり約1千万円程度の事業費増加。